

マンスリードリームパートナー規約（個人向け）

第1条（目的）

マンスリードリームパートナー規約（個人向け）（以下「本規約」といいます）は、一般財団法人アフリカ野球・ソフト振興機構（以下「J-ABS」といいます）の趣旨目的に賛同する個人のうち J-ABS の活動を主に資金面から毎月支援して下さる方（以下「支援者」といいます）に適用される条件を定めることを目的とします。

第2条（適用範囲）

1. 支援者は、第4条（登録手続き）に定める手続きに従い J-ABS に登録されることにより、本規約の全ての内容に同意したものとみなされます。
2. J-ABS が運営するウェブサイト（<https://j-absf.org/>）（以下「本サイト」といいます）において支援者に適用される他の規定が存在する場合には当該規定は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条（支援内容及び支援方法）

支援者による支援の内容及びその方法は以下のとおりとします。

- (1)支援内容：資金的支援（一口 1,000 円／月から支援者の指定した口数）
- (2)支援方法：支援者によって登録されたカード会社の指定日に、毎月自動的引き落とし
なお、引き落とされた金銭は J-ABS への寄付金として受領され、J-ABS から支援者に対し何ら便宜供与のないものとします。また、一度引き落とされた金銭は、いかなる理由があっても返金しません。

第4条（登録手続き）

1. 本規約第3条（支援内容及び支援方法）に定める支援を行うことを希望する者（以下「支援希望者」といいます）は、本規約の内容に同意した上で、J-ABS 所定の方法により、支援の申込みを行うものとします。
2. 支援希望者は、当該申込みの際に登録する J-ABS 所定の情報（以下「登録事項」といいます）が、全て正確であることを保証します。
3. J-ABS は、支援希望者が以下のいずれか一に該当し又は該当すると J-ABS が判断した場合は、理由を一切開示することなく登録を認めないことができます。
 - (1)登録事項の全部又は一部につき、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (2)本規約に違反するおそれがあると J-ABS が判断した場合
 - (3)過去に本規約に違反した者又はその関係者であると J-ABS が判断した場合
 - (4)暴力団、暴力団関係者、総会屋もしくはこれに準ずる者またはその構成員、反社会的勢力に与する者であった場合

(5)その他 J-ABS が登録を妥当でないと判断した場合

4. 支援者は、登録事項に変更が生じた場合は、直ちに J-ABS 所定の方法により、登録事項の変更手続きを行うものとします。

第5条（支援者の都合による登録抹消）

1. 支援者は、理由の如何を問わず、いつでも J-ABS に対し、登録の抹消を要請することができます。
2. 支援者が登録抹消を希望する場合、支援者が登録したカード会社の引き落とし日より7日前までに J-ABS に連絡してください。7日前を過ぎた場合には、引き落とし日を過ぎてからの登録抹消となります。

第6条（J-ABS による登録抹消等）

1. J-ABS は、支援者が以下の各号のいずれかに該当し又は該当すると判断した場合、事前に通知することなく、支援者による J-ABS への支援を一時的に停止し又は支援者としての登録を抹消することができます。
 - (1) 支援者に対し、他の支援者からの苦情が頻発した場合
 - (2) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (3) 支援者の信用状態に重大な変化が生じたと J-ABS が判断した場合
 - (4) カード引き落としができず、J-ABS からの問い合わせに対して、1ヶ月以上応答がない場合
 - (5) その他、J-ABS が支援者としての登録の継続が適当でないと判断した場合
2. J-ABS は、本条に基づき J-ABS が行った行為により支援者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第7条（支援者の資格及び有効期間）

1. 支援者の資格有効期間は、第4条（登録手続き）に従い登録が完了した日から第5条（支援者の都合による登録抹消）又は第6条（登録抹消）に従い支援者としての登録が削除される日までとします。
2. 支援者の資格有効期間が終了した場合、J-ABS は、登録事項を保管する義務を負わず、支援者に何らの通知等することなく、これを削除できるものとします。

第8条（禁止行為）

支援者は、以下の各号のいずれかに該当する行為を行った場合又はそのおそれがあると J-ABS が認めた場合、J-ABS により強制的な登録抹消等の措置が採られることに同意します。なお、強制登録抹消の措置によって当該支援者が被った一切の損害について、J-ABS は責任を負いません。

- (1) J-ABS 又は第三者の権利を侵害し又はそのおそれのある行為

- (2)本サイト上で公開されている投稿物を、当該投稿物の著作権者の同意なく他のサイトに転載する行為
- (3)事実に反し又は誤解を招く行為
- (4)犯罪に結びつく又はそのおそれのある行為
- (5)法令又は公序良俗に違反する又はそのおそれのある行為
- (6)わいせつ、差別的、宗教的又は政治的な行為
- (7)本サイトやネットワーク・システムに支障を与え又はそのおそれのある行為
- (8)J-ABS に対して行う自社営業もしくは営業目的と取れる行為
- (9)J-ABS、他の支援者又第三者の知的財産権、プライバシー権、肖像権、名誉、信用、その他一切の権利又は利益を侵害する行為
- (10)本サイトの運営・維持を妨げる行為
- (11)本サイトのネットワーク又はシステム等に過度の負担をかける行為
- (12)本サイトのネットワークに不正にアクセスする行為
- (13)第三者になりすます行為
- (14)J-ABS が事前に承諾しない形での宣伝、広告、勧誘又は営業をする行為
- (15)合理的な理由なく他の支援者の情報を収集する行為
- (16)J-ABS が本サイトの運営において必要な範囲で複製、改変、送信その他の行為を行うことが支援者又は第三者の知的財産権、プライバシー権、肖像権、名誉、信用その他一切の権利又は利益の侵害に該当することとなる情報を J-ABS に送信する行為
- (17)本サイトにより利用しうる情報を改ざんする行為
- (18)反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与をする行為
- (19)前各号の行為を直接又は間接に惹起し又は容易にする行為
- (20)その他、J-ABS が不適切と判断する行為

第9条（知的財産権等）

本サイトに関する、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、不正競争防止法上の権利、その他一切の財産的若しくは人格的権利（以下「知的財産権等」といいます。）は、全て J-ABS 又はそのライセンサーに帰属しており、J-ABS はこれらの知的財産権等を支援者に許諾するものではありません。

第10条（変更、中断、終了）

1. J-ABS は、事業上の理由、システムの過負荷・システムの不具合・メンテナンス・法令の制定改廃・天災地変・偶発的事故・停電・通信障害・不正アクセス、その他の事由により、事前の予告なくして、本規約に定める事項をいつでも変更、中断、終了することができます。
2. J-ABS は、上記のいずれか一の事由又はこれによる変更、中断、終了によって支援者に生じたいかなる損害についても一切責任を負いません。

第11条（紛争処理及び損害賠償）

1. 支援者は、本規約に基づく支援にあたり J-ABS に損害を与えた場合、J-ABS に対し、その損害を賠償するものとします。
2. 支援者が、他の支援者又は第三者からクレームを受け又は他の支援者又は第三者との間で紛争が生じた場合、支援者は、直ちにその内容を J-ABS に通知するとともに、支援者の費用と責任において、当該クレーム又は紛争を処理し、その進捗及び結果を J-ABS に報告するものとします。
3. J-ABS は、支援者と他の支援者又は第三者との間における交渉、取引、支払等には一切関与しないことを原則としますが、やむを得ず J-ABS が当該支援者に代わって他の支援者又は第三者に対し金銭の支払いを行った 場合には当該支援者は当該金銭の額その他の損害を賠償するものとします。

第12条（秘密保持）

支援者は、J-ABS が支援者に対して秘密に扱うことを指定して開示した情報について、J-ABS の事前の書面による承諾がある場合を除き、開示目的以外に利用せず、また、他の支援者又は第三者に開示しないものとします。

第13条（個人情報の取扱い）

J-ABS は、個人情報を本サイトに掲載の「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第14条（本規約の変更）

1. J-ABS は、その理由を問わず本規約をいつでも任意に変更することができるものとします。
2. J-ABS が別途定める場合を除き、本規約の変更は、本サイトに掲載する方法によって支援者へ通知されます。
3. 本規約の変更は、前項の通知の時点より効力を生じるものとします。
4. 支援者が本規約の変更不同意の場合、支援者の唯一の対処方法は、支援者としての登録抹消手続きを自ら行うのみとなります。

第15条（連絡）

1. J-ABS から支援者への連絡は、書面の送付、電子メールの送信、又は本サイトへの掲載等、J-ABS が 適当と判断する手段によって行います。当該連絡が、電子メールの送信又は本サイトへの掲載によって行 われる場合は、インターネット上に配信された時点で支援者に到達したものとします。
2. 支援者から J-ABS への連絡は、J-ABS 所定の問合せフォームから、又は問合せ用メールアドレス宛に 行うものとします。J-ABS は、問合せフォーム又は問合せ用メールアドレス以外からの問い合わせについて は、対応しません。

第16条（権利義務の譲渡）

1. J-ABS は、事前に支援者の同意を得ることなく、支援者に対して有する債権を第三者に譲渡できるもの とし、支援者は、そのために支援者の個人情報等が当該第三者に提供されることを承諾するものとします。
2. 支援者は、J-ABS の事前の書面による承諾なく、本規約上の地位又は本規約に基づく権利義務を第 三者に譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第17条（完全合意）

本規約は、本規約に係る当事者間の完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、本規約に係る当事者 間の事前の合意、表明及び了解に優先します。

第18条（分離可能性）

本規約の規定の一部が法令又は裁判所により違法、無効又は不能であるとされた場合においても、本規約の 他の規定は有効に存続します。

第19条（準拠法）

本規約の準拠法は、日本法とします。

第20条（裁判管轄）

本規約に関連して支援者と J-ABS の間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管 轄裁判所とします。

以上